

## 「東京における都市計画道路の整備方針」の策定について

### 1 はじめに

東京都、特別区及び26市2町は、「第四次事業化計画」の計画期間が令和7年度までとなっていることや社会情勢の変化を踏まえるとともに、東京が目指すべき将来像を実現するため、令和7年7月には「中間のまとめ」を、同年12月には「東京における都市計画道路の整備方針（案）」を公表し、皆様からの意見を頂戴した。

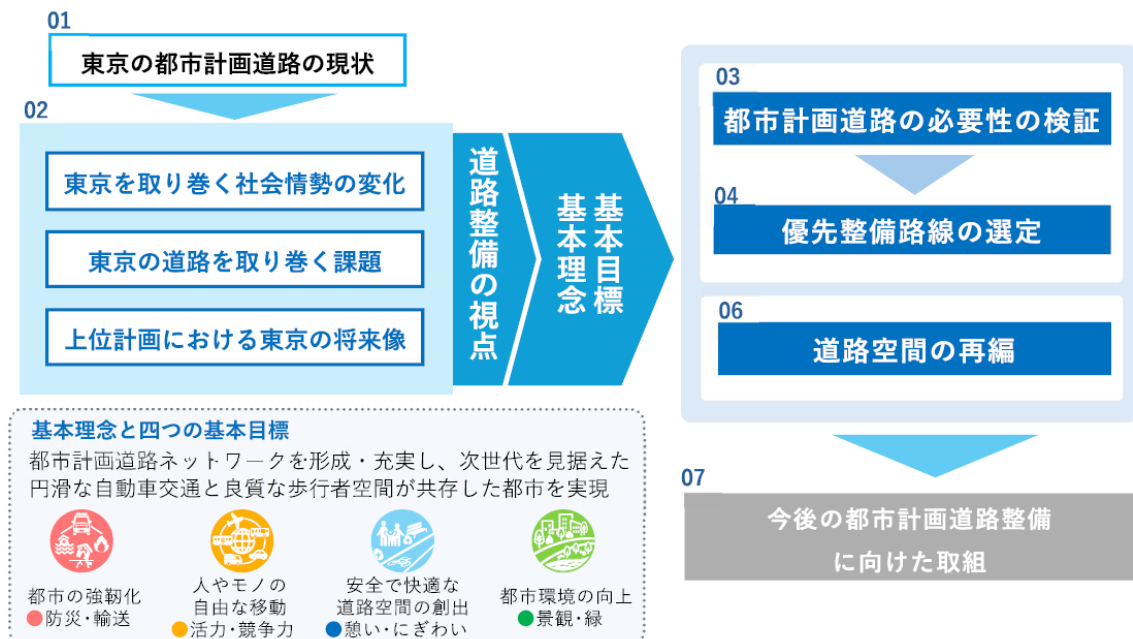
皆様からの意見を参考に、東京都、特別区及び26市2町が連携・協働で検討を進め、この度、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定した。

今後、この整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進め、都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市の実現をめざしていく。

### 2 整備方針の構成

東京を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、今後の「道路整備の視点」を整理し、道路整備の「基本理念」及び「基本目標」を定める。これらの実現に向け「都市計画道路の必要性の検証」を実施し、必要性の高い路線の中から「優先整備路線の選定」を行う。また、完成済の都市計画道路等を対象に、「道路空間の再編」を都内に展開するため、先導的なモデルケースとなるリーディング路線を選定する。

計画期間を令和8年度から令和22年度までの15年間と定め、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内の中間年次において必要な検証を行っていく。



出典:東京における都市計画道路の整備方針

## (1) 優先整備路線の選定(第五次事業化計画)

### ① 優先整備路線の選定

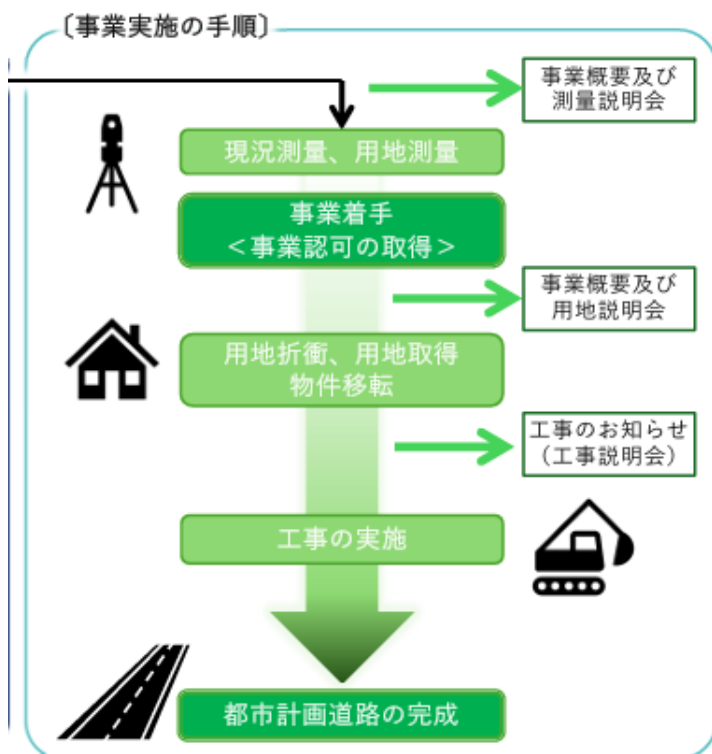
都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するため、必要性が高い路線の中から計画期間（令和8年度から令和22年度まで）で優先的に整備すべき路線である「優先整備路線」を選定する。

都施行路線は、広域的な視点による選定項目に複数該当する路線を基本とし、区市町施行路線は、地域的な視点による選定項目に該当する路線の中から、まちづくりの取組状況など各区市町の実情を踏まえて選定した。

### ② 板橋区内における優先整備路線(7区間約5.1km)

施行者	No	路線名	区間	延長(m)	選定理由
都施行路線	都一30	補助86号線	放射9～補助245付近	440	交通・安全
	都一45	補助203号線	放射8～赤塚二丁目(六道の辻交差点)	410	強靱化・交通・安全
区施行路線	区一34	補助87号線	放射9～補助84	550	強靱化・安全・国際・まち
	区一35	補助234号線	放射8～練馬区境	260	強靱化・安全・国際・まち
	区一36	補助240号線	放射9～補助86	1,850	強靱化・交通・安全・まち
	区一37	補助244号線	放射8～中台一丁目	790	強靱化・交通・安全・まち
	区一38	補助249号線	補助293付近～補助248	760	強靱化・安全・まち

### ③ 事業実施の手順



既に都市計画決定している都市計画道路において、一般的な事業実施の手順は、左図に示すとおりである。

施行者は「事業概要及び測量説明会」を開催した後、現況測量及び用地測量を実施する。準備が整った段階で、事業認可を取得し、事業着手となる。

「事業概要説明会や用地説明会」を開催後、用地折衝により、用地取得を行う。用地取得が概ねできた段階で、工事説明会を開催し、工事着手となり、完成となる。

なお、都市計画道路の事業化にあたり、都市計画の新規追加または変更を行うことがある場合は、都市計画の決定に伴う手続きが発生する。

出典：東京における都市計画道路の整備方針

## (2) 道路空間の再編(東京ストリート+(プラス))

「東京ストリート+(プラス)」とは、まちづくりや地域のニーズに応じて道路空間を再編しウォーカブルな都市東京を実現していく取組である。

完成済の都市計画道路等を対象に、回遊性の向上やにぎわい・滞留空間の創出など、ウォーカブルな空間形成が求められており、かつ、道路ネットワークの整備が進んでいる地域の中から、先導的なモデルケースとなる道路を「リーディング路線」として選定した。

なお、整備方針(案)の段階では、22路線であったリーディング路線が、整備方針では、9路線追加され31路線の選定となったが、板橋区内において該当路線はない。

## 3 整備方針(案)パブリックコメントの結果

整備方針(案)の公表に伴い、東京都において、令和7年12月19日から1月30日までの期間で、パブリックコメントを実施した結果、3,417件2,883通の意見があった。意見の内容項目については、以下の表のとおりであった。

	項 目	意見数(件)
1	東京の都市計画道路の現状	3
2	道路整備の「基本理念」及び「基本目標」	53
3	都市計画道路の必要性の検証	274
4	優先整備路線の選定	49
5	都市計画道路区域内の建築制限への対応	5
6	道路空間の再編	45
7	今後の都市計画道路整備に向けた取組	73
8	個別路線に対する意見・要望	1,991
9	その他	495
10	整備方針に関連のない意見等	429
	合 計	3,417

出典:東京都ホームページ

## 4 策定までの経緯

- ・令和6年10月 専門アドバイザー委員会及び都・区市町策定検討会議設置
- ・令和7年7月29日 「中間のまとめ」公表及び意見募集(提出先:東京都)
- ・令和7年12月19日 「整備方針(案)」公表及び意見募集(提出先:東京都)
- ・令和8年1月16~19日 東京都オープンハウス
- ・令和8年1月19・20日 板橋区(人材育成センター・5階連絡通路) パネル展示
- ・令和8年1月22日 都市建設委員会 報告
- ・令和8年3月30日 「東京における都市計画道路の整備方針」公表
- ・令和8年5月14日 都市建設委員会 報告

# 東京における 都市計画道路 の整備方針

概要版

Tokyo Policy for Planned Road Network

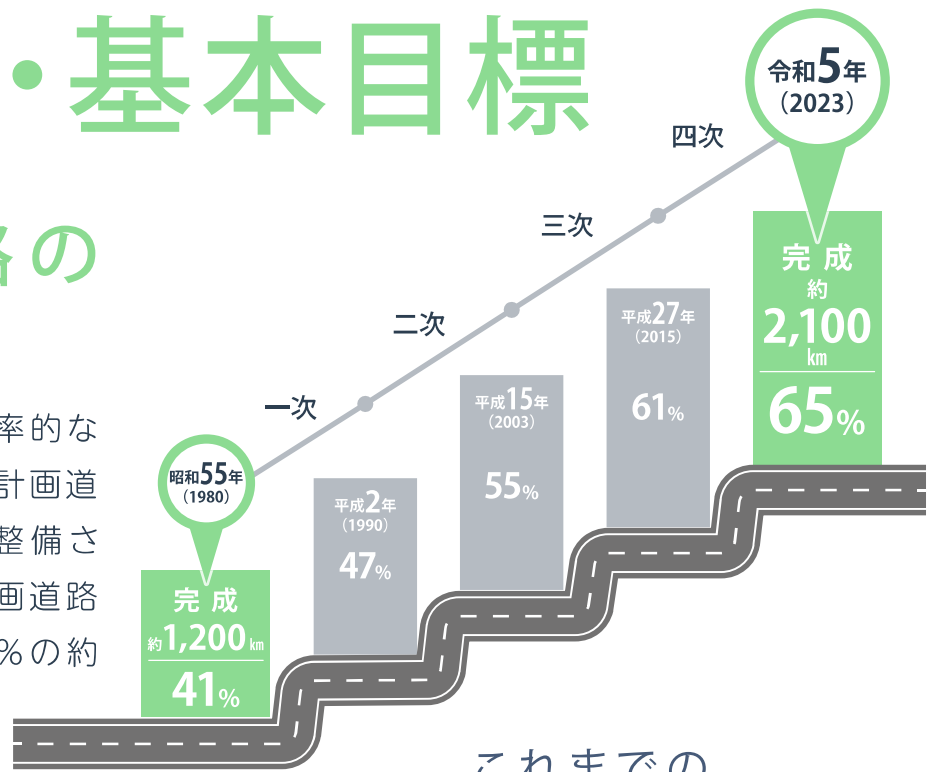


令和8(2026)年3月  
東京都・特別区・26市2町

# 道路整備の 基本理念・基本目標

## 都市計画道路の 整備状況

都市計画道路の計画的かつ効率的な整備の推進により、東京の都市計画道路は約半世紀で約900kmが整備され、令和5年度末時点で都市計画道路延長約3,200kmのうち約65%の約2,100kmが完成しています。



## これまでの 都市計画道路整備 事例紹介



整備後



整備後

# 社会情勢 の変化

今後の道路整備を検討する上では、激化する国際競争、気候危機の深刻化、人口減少と少子高齢化、道路に求められるニーズの多様化など東京を取り巻く社会情勢の変化を考慮する必要があります。

## 令和元年東日本台風の被害



出典:国土交通省、第3回多摩川河川整備計画有識者会議 資料

出典:八王子市、令和元年東日本台風八王子市の記録

激化する  
国際競争

気候危機の  
深刻化

## 令和6年能登半島地震の被害



首都直下  
地震等の  
脅威

## 道路空間を活用したにぎわいや憩いの場の創出事例



人口減少と  
少子高齢化

物流需要の  
増加

## EC市場規模 及びEC化率の経年推移

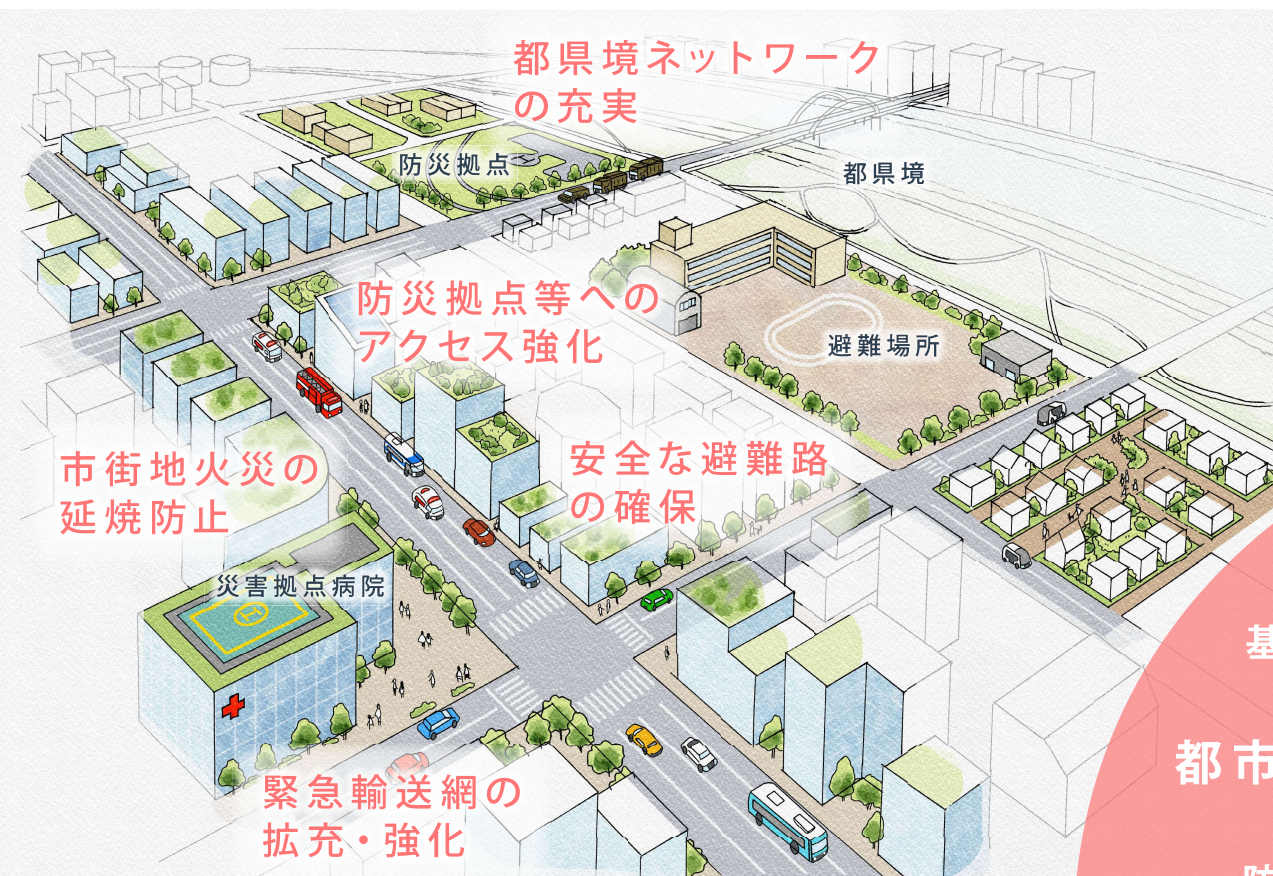


出典:経済産業省、令和6年度電子商取引に関する市場調査報告書を基に作成

道路に求め  
られるニーズ  
の多様化

技術革新の  
進展

# 基本理念 都市計画道路ネットワークを 円滑な自動車交通と良質な歩



基本目標1

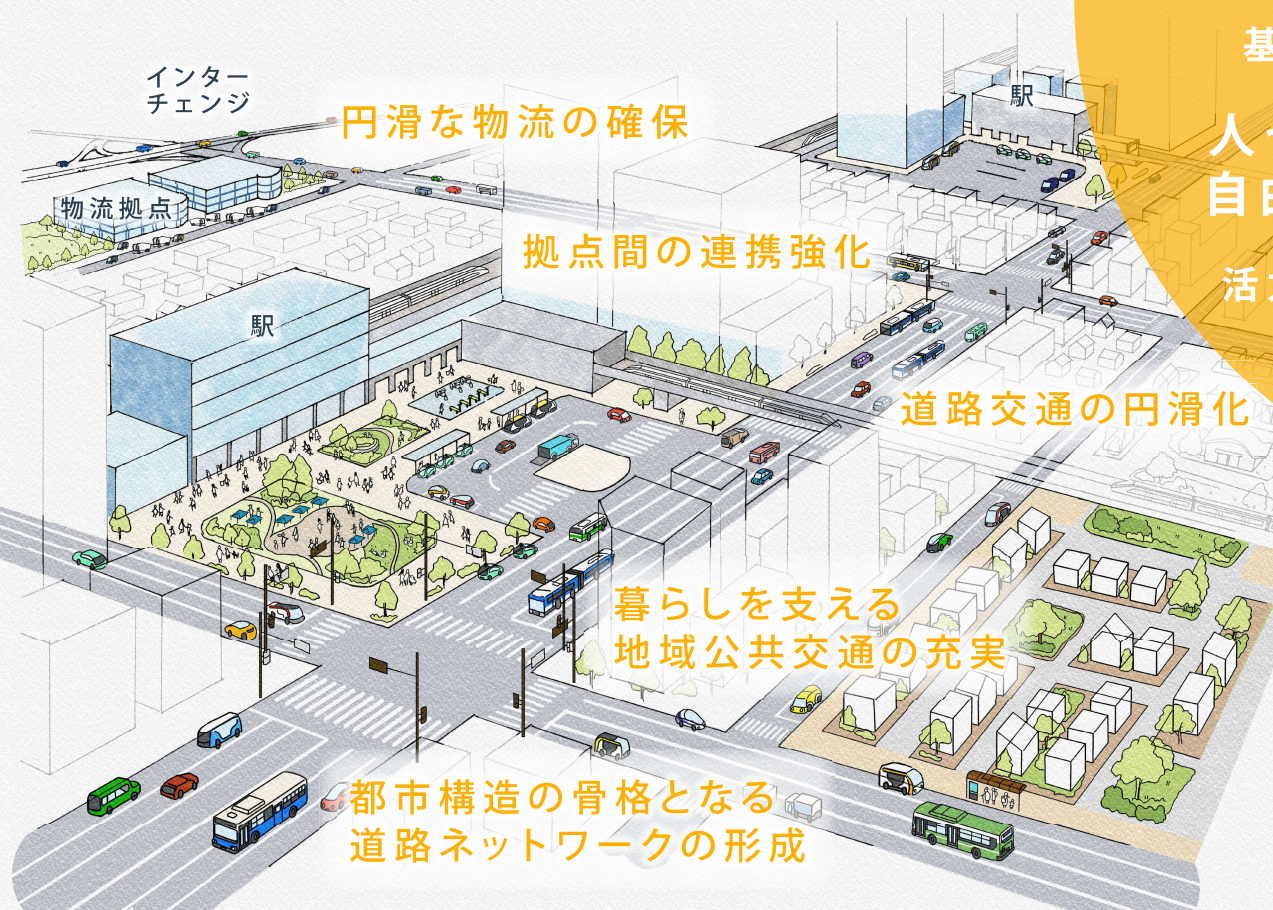
都市の強靱化

防災・輸送

基本目標2

人やモノの  
自由な移動

活力・競争力



# 形成・充実し、次世代を見据えた 行者空間が共存した都市を実現



## 基本目標3

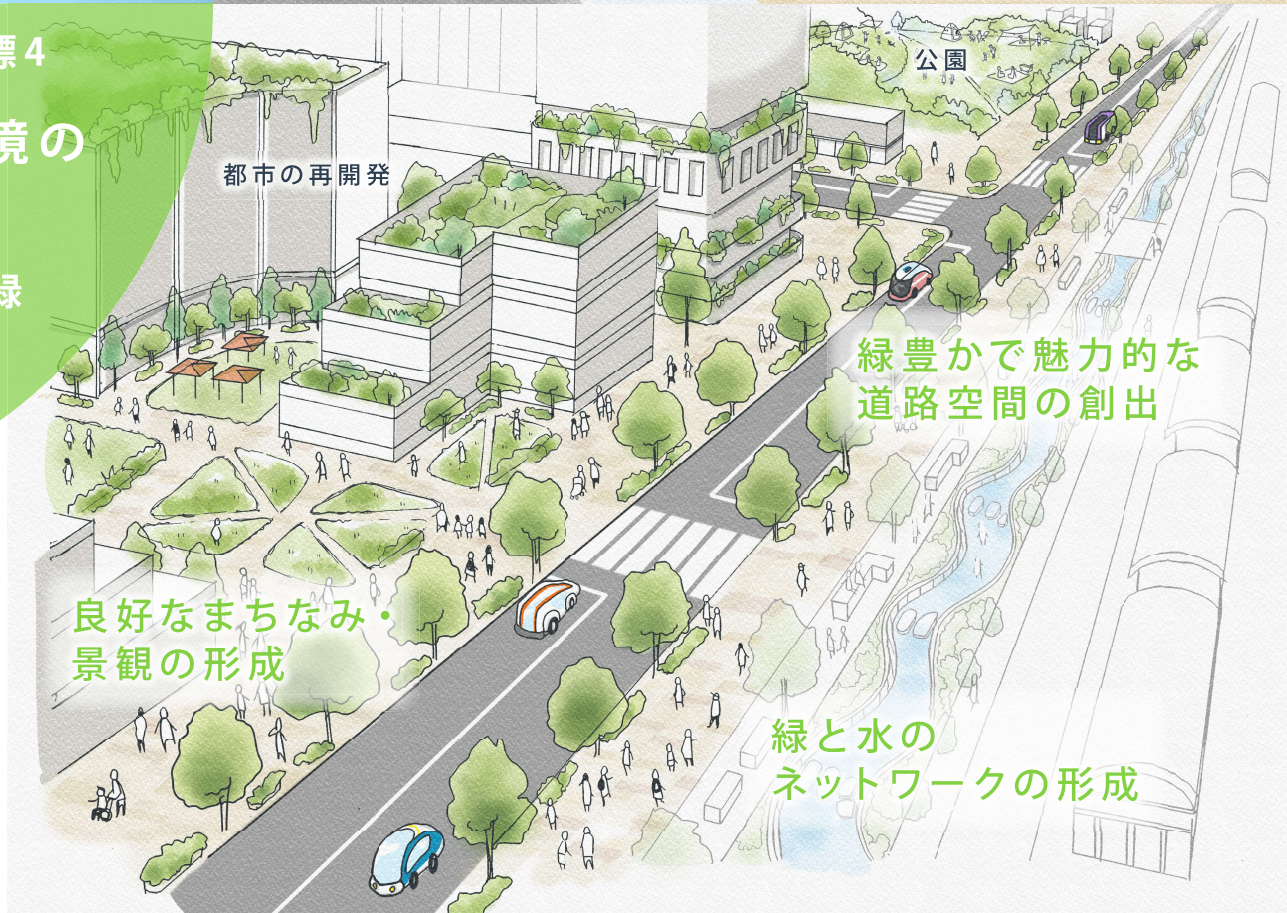
安全で快適な  
道路空間の創出

憩い・にぎわい

## 基本目標4

都市環境の  
向上

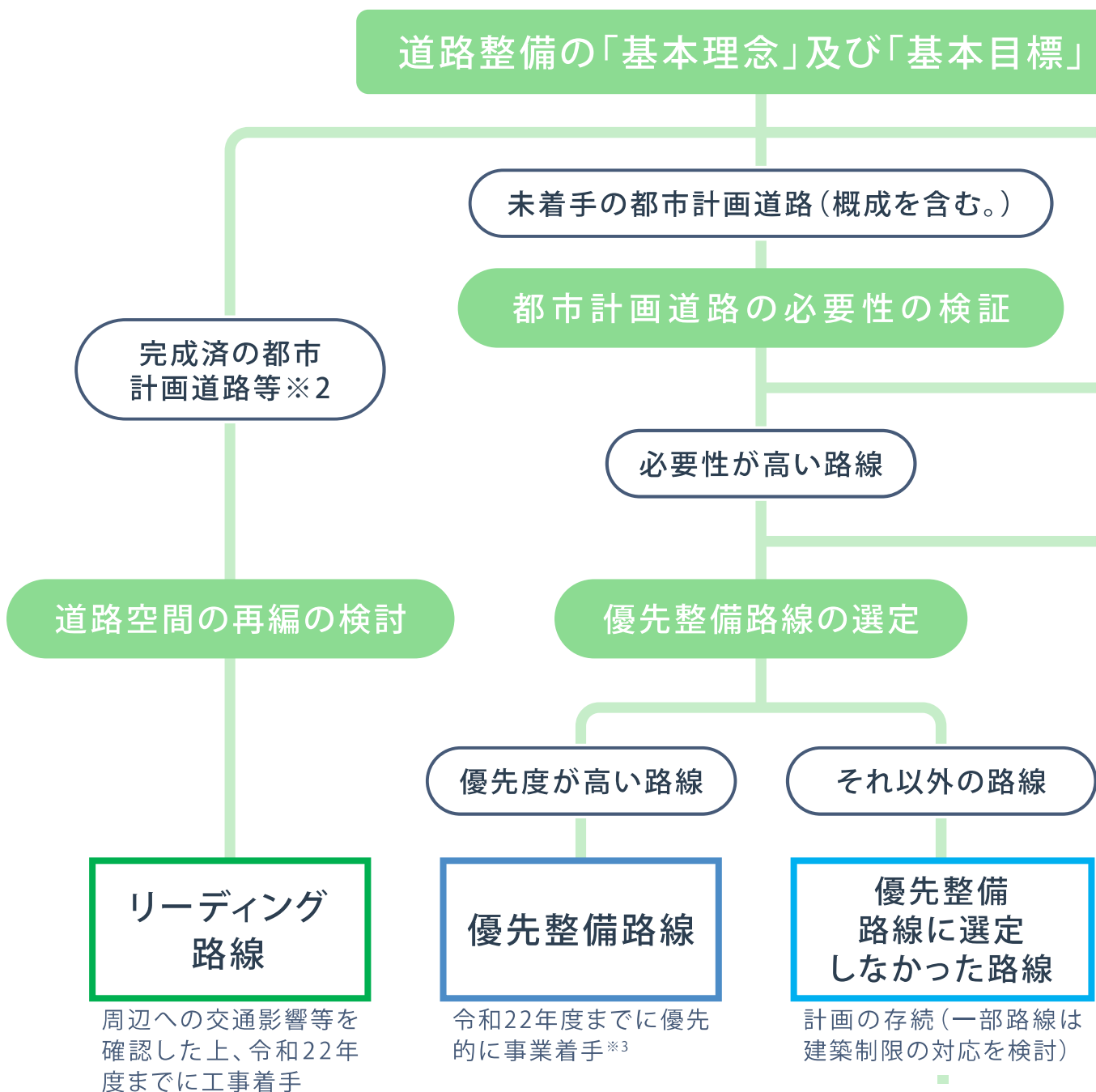
景観・緑



# 整備方針に定める基本

未着手の都市計画道路(幹線街路※<sup>1</sup>)を対象に、「優先整備路線」、「廃止候補路線」、「計画内容再検討路線」を位置付けるとともに、新たに整備が求められる箇所を示します。また、完成済の都市計画道路等※<sup>2</sup>を対象に、道路空間の再編を都内に展開するための先導的なモデルケースとして「リーディング路線」を選定します。

## 道路整備の「基本理念」及び「基本目標」



※1 幹線街路：都市内におけるまとまった交通を受け持つ道路のこと。本整備方針では自動車専用道路及び直轄国道は検討対象外としました。

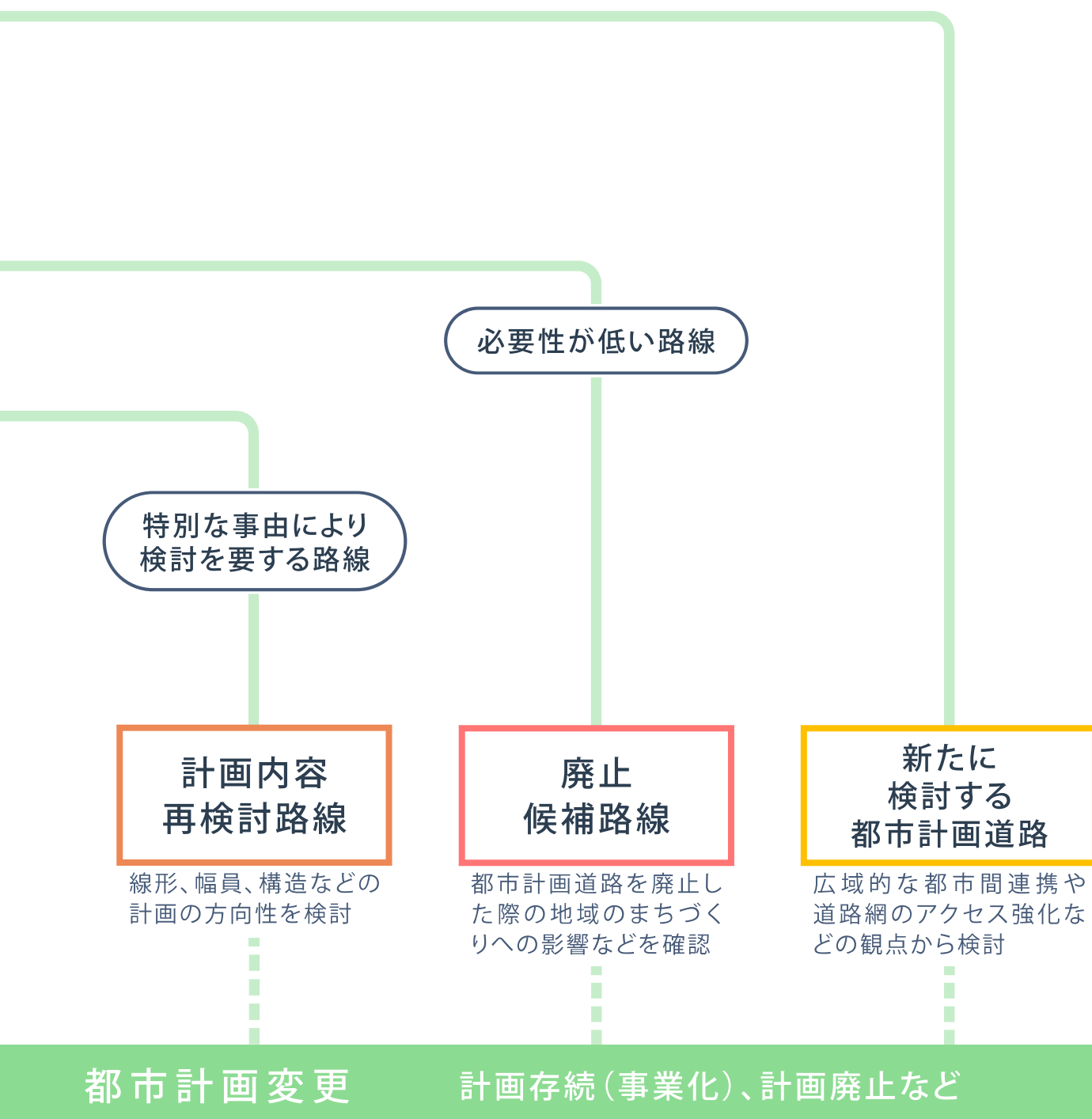
※2 都市計画道路等：都市計画道路以外でも、道路や公園等の都市計画施設と一体的又は連続的な空間を形成することで、地域資源の魅力向上に寄与する道路等も対象としました。

※3 事業着手：都市計画法第59条による都市計画事業の認可など、各法律によるものとしています。

必要に応じて、

# 的事項及び策定手順

計画期間は、令和8年度から令和22年度までの15年間と定めます。なお、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間内の中間年次において必要な検証を行います。



# 都市計画道路の 必要性の検証

未着手の都市計画道路の必要性を検証するに当たり、道路ネットワークとしての機能に着目し、四つの基本目標を基に10の検証項目を設定しました。このうち、検証項目1から5までは都全域(広域)に関わる項目として都内共通の評価指標により東京都が検証し、検証項目6から10までは地域に関わる項目として検証項目の考え方にに基づき、地域の実情を踏まえてきめ細かな評価を行うため、各区市町が評価指標を設定し、主体的に検証しました。

## 基本目標

都市環境の向上  
(景観・緑)

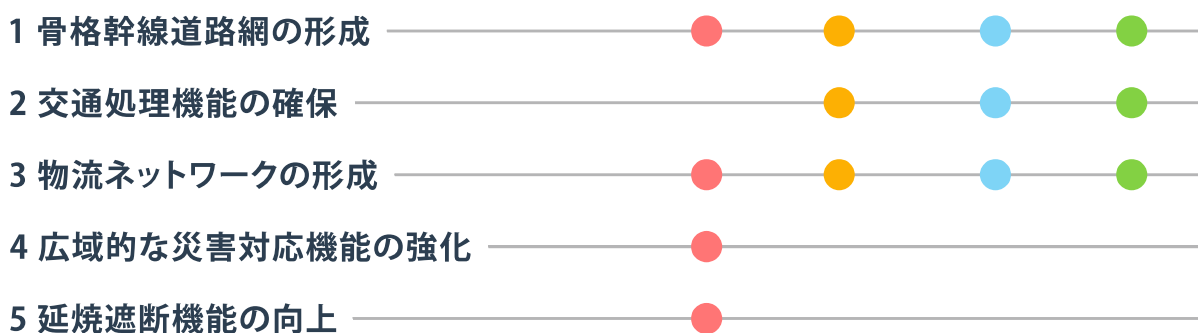
安全で快適な  
道路空間の創出  
(憩い・にぎわい)

人やモノの  
自由な移動  
(活力・競争力)

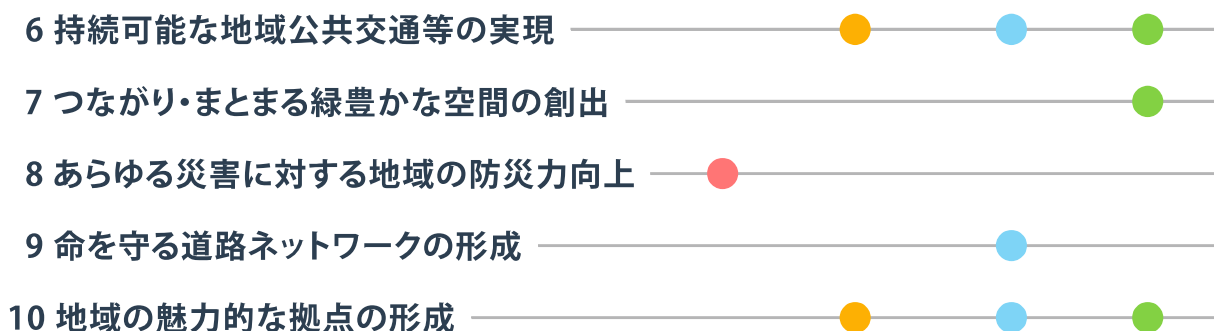
都市の強靱化  
(防災・輸送)

## 検証項目

### 都全域に関わる項目



### 地域に関わる項目



検証項目に示した番号は検証順位を示すものではありません。



環状5の1号線(千駄ヶ谷)



放射8号線(文京区春日)

# 優先整備路線の選定 (第五次事業化計画)

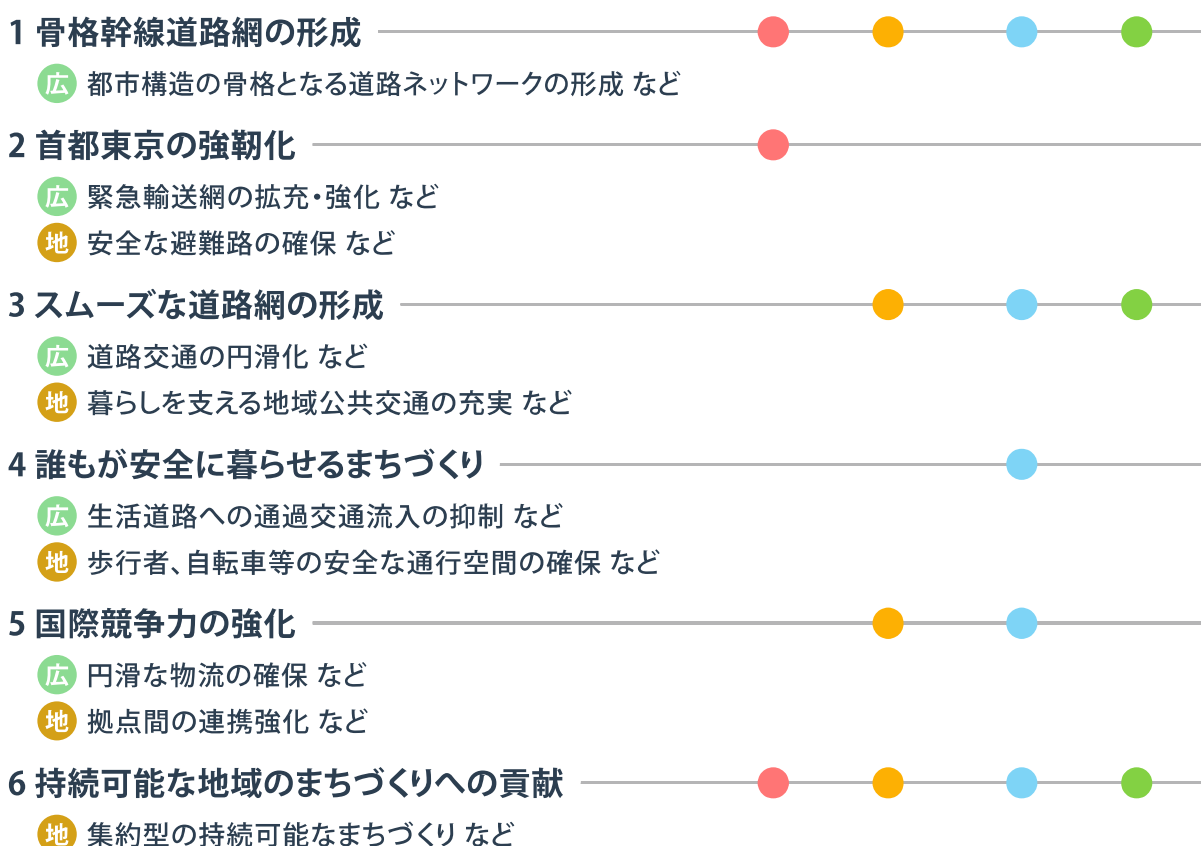
優先整備路線の選定に当たっては、道路整備の四つの基本目標を踏まえ、整備効果、重要性及び緊急性を考慮し、広域的な視点と地域的な視点から六つの選定項目を設定しました。

優先整備路線の選定は、東京都と区市町の適切な役割分担の下で行いました。都施行路線については、広域的な視点による選定項目に複数該当する路線を基本とし、事業の継続性や整備の順序、関連事業の状況などを踏まえて総合的に評価しました。区市町施行路線については、地域的な視点による選定項目に該当する路線の中から、まちづくりの取組状況など各区市町の実情を踏まえて選定\*しました。

## 必要性が高い路線

### 優先整備路線の選定項目

● 広域的な視点 ● 地域的な視点



\*地域の実情に応じて、幹線街路以外の区画街路や交通広場なども含めて選定しました。



町田3・3・36号 相原鶴間線(旭町)



環状2号線(新橋・虎ノ門間)

計画期間(令和8年度から令和22年度まで)で優先的に整備すべき「優先整備路線」を示します。選定された優先整備路線については、計画期間内で優先的に事業に着手していきます。

施行区分	路線数	延長(km)
東京都施行路線	96	96
区 部	49	43
多摩地域	47	53
区施行路線	67	34
市町施行路線	61	26
その他施行	4	2
全 体	228	158

※その他施行とは、市街地開発事業によるものをいいます。表中の計数については、端数処理をしています。

優先整備路線に選定しなかった路線についても、以下のような場合には、計画期間内に事業化することがあります。

- 隣接区間などの周辺道路の整備が進み、整備の優先度が高まった場合
- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備、土地区画整理、市街地再開発等の面的整備、団地の建替え、大規模な開発、行政計画に位置付けられた施設等の整備など、まちづくりが具体化し、整備の優先度が高まった場合
- 鉄道の立体交差計画が具体化した場合
- 都市計画道路を新規追加又は変更した場合
- 計画内容再検討路線のうち、計画の方向性が定まるなど事業化の準備が整った場合

など

# 都市計画道路整備の促進

これまでの取組により、都市計画道路の整備は着実に進捗しています。一方、社会情勢の変化に伴い、土地の細分化による関係権利者の増加など整備を進める上での課題が生じています。また、建設業の担い手の減少等による今後の道路整備への影響も懸念されます。

東京都及び一部区市町では、こうした課題に対応し、道路整備を着実に推進するため、各段階において、業務の効率化を図るとともに、執行体制の強化や新たな施策の導入検討など、整備促進に取り組んでいきます。

## 事業認可前における 促進策

都市計画道路用地の先行取得

## 用地取得の促進

用地事務のシステム化  
アウトソーシングの活用

## 設計・工事の生産性の向上

道路整備におけるICTの活用

## まちづくり手法による 事業促進策

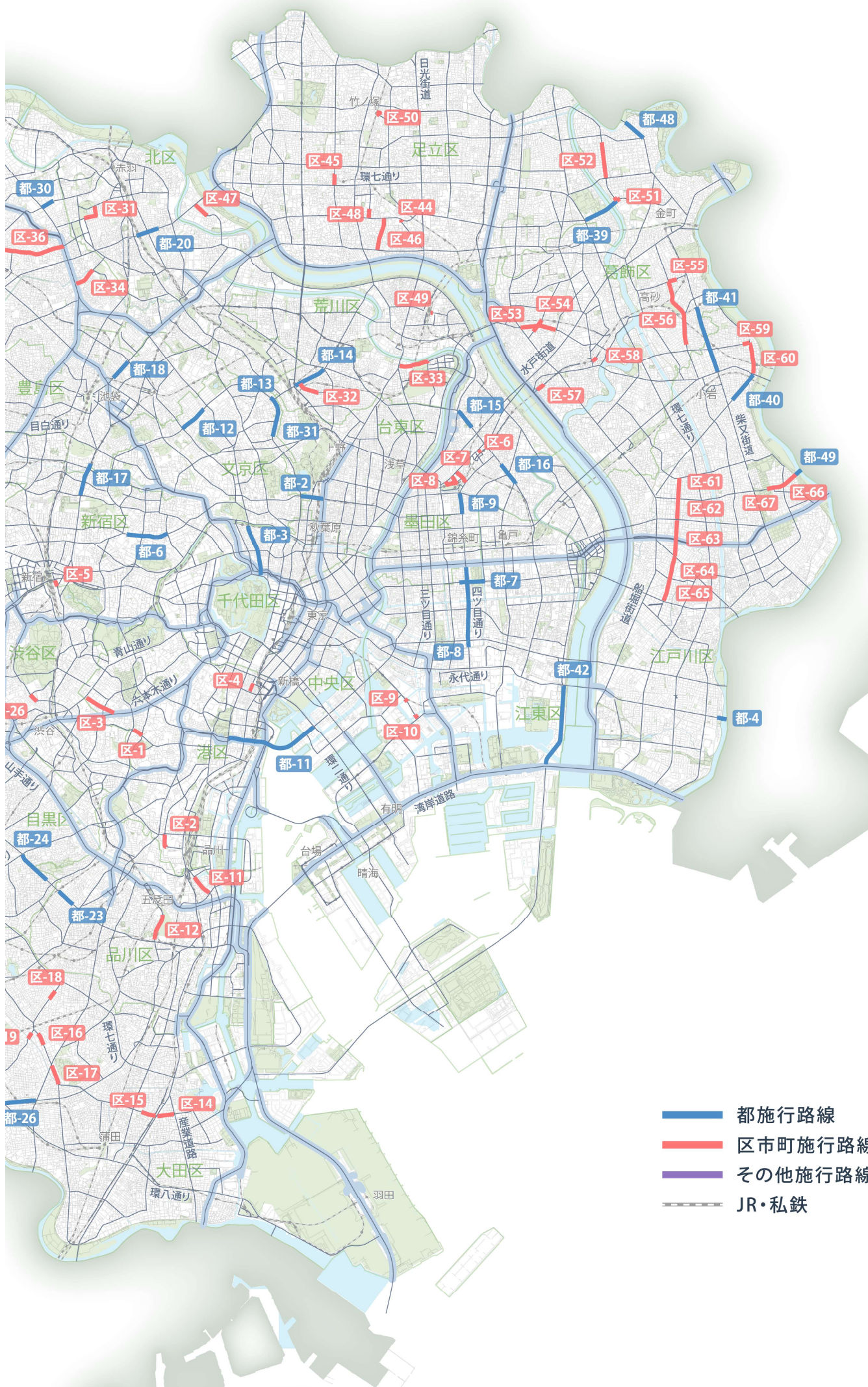
換地手法を活用した都市計画道路の整備





# 優先整備路線

## 区部



- 都施行路線
- 区市町施行路線
- その他施行路線
- - - JR・私鉄

# 優先整備路線（区部）

No.	路線名	区間	所在区	延長 (m)
都-1	放射6号線	環状6～中央二丁目	中野	80
都-2	放射8号線	放射12～補助94	文京・台東	550
都-3	放射9号線	補助124付近～環状2付近	千代田	1,300
都-4	放射16号線	東葛西四丁目～都県境(旧江戸川橋梁部)	江戸川	230
都-5	放射23号線	放射5付近～補助61付近	杉並	210
都-6	放射25号線	環状4付近～補助68	新宿	1,020
都-7	放射31号線	放射32付近～補助115	江東	640
都-8	放射32号線	東陽七丁目～毛利一丁目(毛利二丁目交差点)	江東	1,990
都-9	放射32号線	補助102～補助103	墨田	520
都-10	放射35号線	環状7～放射36	練馬	2,780
都-11	環状3号線	環状2～放射20	中央・港	2,340
都-12	環状4号線	補助79～放射9付近	文京	700
都-13	環状4号線	補助94交差点付近(道灌山下交差点)	文京	130
都-14	環状4号線	放射11付近～環状5の2	荒川	820
都-15	環状4号線	補助119～東向島四丁目(百花園入口交差点)	墨田	530
都-16	環状4号線	京島三丁目～補助116	墨田	600
都-17	環状5の1号線	補助74～豊)高田三丁目	新宿・豊島	830
都-18	環状5の1号線	放射8支線2～補助82	豊島	580
都-19	環状7号線	豊玉南二丁目～放射35	練馬	260
都-20	環状7号線	補助83付近～補助89付近	北	580
都-21	外環の2	放射6～補助229	練馬	500
都-22	外環の2	補助76～富士街道	練馬	1,080
都-23	補助26号線	放射2付近～東急目黒線	品川	480
都-24	補助26号線	目黒本町三丁目～放射3	目黒	860
都-25	補助26号線	放射5～補助61	渋谷	210
都-26	補助28号線	放射1～環状8	大田	800
都-27	補助52号線	補助128～環状8	世田谷	2,300
都-28	補助61号線	環状7付近～放射23	渋谷・杉並	1,040
都-29	補助74号線	補助220～補助26	中野	720
都-30	補助86号線	放射9～補助245付近	板橋	440
都-31	補助94号線	補助179付近～環状4	文京	940
都-32	補助125号線	放射4～放射4支線3	世田谷	230
都-33	補助125号線	補助51～喜多見八丁目	世田谷	230
都-34	補助125号線	喜多見九丁目～狛江市境	世田谷	330
都-35	補助133号線	補助52～放射5	世田谷・杉並	1,990
都-36	補助133号線	補助130～放射6	杉並	890
都-37	補助133号線	白鷺一丁目～補助76	中野	430
都-38	補助133号線	補助172～放射8	練馬	2,070
都-39	補助138号線	環状7～補助261	足立・葛飾	910
都-40	補助142号線	補助143～放射14	江戸川	830
都-41	補助143号線	北総鉄道～放射14	葛飾・江戸川	1,690
都-42	補助144号線	放射16～国道357	江東	2,060
都-43	補助156号線	放射7～外環の2	練馬	1,310
都-44	補助172号線	環状7～早三東通り	練馬	1,450
都-45	補助203号線	放射8～赤塚二丁目(六道の辻交差点)	板橋	410
都-46	補助214号線	補助125付近～狛江市境	世田谷	590
都-47	補助217号線	補助54付近～補助218	世田谷	1,010
都-48	補助277号線	補助259付近～主地501	葛飾	700
都-49	補助286号線	上篠崎二丁目～都県境(江戸川橋梁部)	江戸川	180
			合計	43,370

No.	路線名	区間	所在区	延長 (m)
その他-1	補助223号線	立体部	中野	70
			合計	70

No.	路線名	区間	所在区	延長(m)
区-1	補助7号線	補助10～環状4	港	260
区-2	補助14号線	環状4～高輪四丁目(柘榴坂上)	港	310
区-3	補助23号線	放射22～放射4	港	780
区-4	駅街路2号線	駅街路1～環状2	港	180
区-5	新宿駅付近街路10号線	放射5～環状5の1支線1	新宿	160
区-6	墨田区画街路7号線	放射13支線1～鉄押付1付近	墨田	100
区-7	墨田区画街路10号線	放射32～放射13支線1	墨田	330
区-8	墨田区画街路12号線	放射13支線1	墨田	470
区-9	補助199号線	補助200付近(浜園橋付近)	江東	90
区-10	補助199号線	環状3支線2付近(蛤橋付近)	江東	90
区-11	補助162号線	補助149～環状6	品川	570
区-12	補助163号線	西品川一丁目～補助26付近	品川	630
区-13	補助127号線	補助46～放射3	目黒	640
区-14	補助34号線	放射17～放射19	大田	410
区-15	補助34号線	放射19～補助27	大田	350
区-16	補助43号線	補助44～放射1	大田	320
区-17	補助43号線	放射1～補助34	大田	480
区-18	補助44号線	環状7～補助48	大田	210
区-19	補助44号線	補助43～環状8	大田	170
区-20	補助54号線	松原四丁目～補助154	世田谷	590
区-21	補助154号線	松原二丁目～補助54	世田谷	710
区-22	補助216号線	補助219～補助129	世田谷	1,030
区-23	世田谷区画街路7号線	環状8～上野毛二丁目	世田谷	400
区-24	世田谷区画街路11号線	成城学園前駅(交通広場約5,000㎡)	世田谷	50
区-25	世田谷区画街路12号線	成城学園前駅	世田谷	30
区-26	補助53号線	補助155～特別区道975付近	渋谷	220
区-27	補助220号線	補助71～補助74	中野	760
区-28	補助227号線	妙正寺川～補助76	中野	940
区-29	補助132号線	補助228～西荻南三丁目	杉並	460
区-30	補助227号線	補助74～高円寺駅北口	杉並	420
区-31	補助243号線	補助242～補助86	北	530
区-32	補助182号線	環状4～西日暮里二丁目	荒川	520
区-33	補助189号線	放射12～補助321	荒川	740
区-34	補助87号線	放射9～補助84	板橋	550
区-35	補助234号線	放射8～練馬区境	板橋	260
区-36	補助240号線	放射9～補助86	板橋	1,850
区-37	補助244号線	放射8～中台一丁目	板橋	790
区-38	補助249号線	補助293付近～補助248	板橋	760
区-39	補助132号線	石神井町五丁目	練馬	300
区-40	補助135号線	補助76～練馬区画街路6	練馬	1,850
区-41	補助232号線	富士街道～外環の2	練馬	830
区-42	補助232号線	外環の2～東大泉六丁目	練馬	690
区-43	補助232号線	補助135付近	練馬	510
区-44	補助137号線	梅田六丁目～補助138	足立	70
区-45	補助253号線	環状7～西新井一丁目	足立	260
区-46	補助254号線	補助136～補助138	足立	800
区-47	足立区画街路7号線	環状7～新田三丁目	足立	390
区-48	足立区画街路8号線	補助138～関原三丁目	足立	220
区-49	足立区画街路13号線	北千住駅～千住旭町	足立	40
区-50	竹ノ塚駅前広場1	竹ノ塚駅(交通広場約7,090㎡)	足立	—
区-51	補助138号線外	南水元一丁目付近	葛飾	200
区-52	補助261号線	西水元五丁目～補助269	葛飾	910
区-53	補助264号線	補助140～補助273	葛飾	880
区-54	補助272号線	京成本線～宝町二丁目	葛飾	370
区-55	補助279号線	補助282～柴又一丁目	葛飾	200
区-56	補助282号線	補助279～補助264付近	葛飾	1,690
区-57	鉄押附3号線	四つ木一丁目付近	葛飾	210
区-58	鉄押附6号線	立石八丁目付近	葛飾	140
区-59	補助264号線	岩槻街道～補助283	江戸川	200
区-60	補助283号線	補助264～放射14	江戸川	790
区-61	補助284号線	補助288～補助286	江戸川	490
区-62	補助284号線	補助286～放射15	江戸川	500
区-63	補助284号線	放射15～補助287	江戸川	950
区-64	補助284号線	補助287～補助288	江戸川	560
区-65	補助284号線	補助288～放射31	江戸川	560
区-66	補助286号線	補助288～上篠崎二丁目	江戸川	400
区-67	補助286号線	西篠崎二丁目～補助288	江戸川	460
			合計	33,630

※ここで示す延長は目安であり、事業化時の延長とは異なる場合があります。